

平成27年1月30日

仕様書の一部を以下のとおり修正しました。

12ページ「オ 昇降機保守点検業務 (イ) 実施回数等」を修正

修正後

(イ) 実施回数等

毎月1回保守点検を行ってください。

また、緊急を要する場合には、速やかに修理等対応してください。

修正前

(イ) 実施回数等

遠隔監視装置による常時遠隔監視診断及び遠隔定期診断を行うとともに、
毎月1回保守点検を行ってください。

また、緊急を要する場合には、速やかに修理等対応してください。